

富山市食物アレルギー対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 食物アレルギーを有する児童及び生徒が「安全・安心」に学校生活を送ることができるよう、食物アレルギーに対する学校の適切な対応を推進するため、富山市食物アレルギー対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 学校における食物アレルギーへの予防及び緊急時対応に関する事項。
- (2) 学校給食における食物アレルギー対応に関する事項。
- (3) 食物アレルギー対応マニュアルの策定に関する事項。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校の食物アレルギー対策として必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は委員会の会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 食物アレルギー対応マニュアルの策定にあたり、専門部会を置く。

- 2 専門部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 前2号に掲げるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職	区 分	備 考
委員長	事務局次長	学校教育担当次長
副委員長	学校保健課長	
委 員	学校教育課長	
〃	中学校長	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	小学校長	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	幼稚園長	教育長が指名する者
〃	中学校保健主事	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	小学校保健主事	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	中学校給食主任	教育長が指名する者
〃	小学校給食主任	教育長が指名する者
〃	中学校養護教諭	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	小学校養護教諭	富山市学校保健会理事又は教育長が指名する者
〃	栄養教諭（学校栄養職員）	教育長が指名する者
〃	調理員	教育長が指名する者

別表第2（第5条関係）

役職	区 分	備 考
委 員	学校保健課職員	主幹、課長代理、保健係長、給食係長、指導主事、栄養士
〃	学校教育課職員	指導主事
〃	中学校教頭	教育長が指名する者
〃	小学校教頭	教育長が指名する者
〃	中学校養護教諭	教育長が指名する者
〃	小学校養護教諭	教育長が指名する者
〃	栄養教諭（学校栄養職員）	教育長が指名する者

○監 修 足立 雄一 富山大学大学院 医学薬学研究部 小児発達医学 主任教授
富山市学校保健会

○参考文献

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（要約版）」（公益財団法人 日本学校保健会）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）
- ・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都）
- ・「学校における食物アレルギー対応指針－富山県版－」（富山県教育委員会）
- ・「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き 2017」（国立病院機構 相模原病院 臨床研究センター）

※P. 33～P. 39に掲載したマニュアルは、東京都の許諾を得て、東京都健康安全研究センター発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を掲載しています（一部改変）。30 健研健第 927 号

学校における食物アレルギー対応マニュアル

平成 25 年 9 月 発 行

平成 26 年 7 月 一部改訂

平成 31 年 4 月 一部改訂

令和 2 年 10 月 一部改訂

令和 3 年 9 月 一部改訂

令和 5 年 3 月 一部改訂

富山市教育委員会学校保健課

〒930-8510 富山市新桜町 6 番 15 号 ToyamaSakura ビル 7 階

電話 076-443-2136・2017 FAX 076-443-2088

<https://www.city.toyama.lg.jp/kosodate/shochugakko/1010443/1007425.html>